

【公的年金 加入者の種類と保険料の上限】

|   | 対象者  | 加入手続き              | 納付方法             | 保険料の上限額   |
|---|--|--------------------|------------------|---|
| 国民年金<br>第1号被保険者                                       | 20歳以上60歳未満で第2号・第3号被保険者に該当しない人<br>例/自営業者、失業中の人、学生、厚生年金に加入していないパート・アルバイトなど | 自ら市区役所または町村役場にて手続き | 自ら納付             | 【国民年金保険料の上限】<br>2017年度以降は月額16,900円(2004年改正時の法律上の上限額)<br>2019年度は月額17,000円(産休中の保険料免除分を第1号被保険者全体で負担するために100円加算)<br>※実際の国民年金保険料は、物価や賃金の伸びに合わせて調整された額となる。<br>例/2017年度16,490円、2018年度16,340円、2019年度16,410円                                 |
| 厚生年金の加入者<br>(原則として65歳未満の厚生年金加入者は、同時に国民年金の第2号被保険者でもある) | 70歳未満で会社等に勤務している人<br>例/会社員、厚生年金に加入しているパート・アルバイトなど                        | 勤務先が手続き            | 給与・賞与から天引き       | 【厚生年金保険料の算出と保険料率の上限】<br>厚生年金保険料=標準報酬月額(給与相当額)×183/1000(保険料率)×1/2<br>例/標準報酬月額が30万円の場合<br>30万円×183/1000×1/2=27,450円<br>※2017年9月以降の保険料率は固定なので、標準報酬月額(原則1年に1回見直し)が変わらなければ、厚生年金保険料は変わらない。<br>※国民年金保険料の別途納付は不要。<br>※配偶者を扶養している場合も保険料額は同じ。 |
| 国民年金<br>第3号被保険者                                       | 第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者  | 配偶者の勤務先が手続き        | 国民年金保険料の自らの納付は不要 |   |



**厚生年金**  
保険料率は今のところもう上がらない

**国民年金**  
法律上の保険料は2017年度で固定

2019年4月から始まる 【国民年金 産休中の保険料の免除】

●免除期間

出産予定日の前月から4カ月間

例/10月に出産予定だとすると……

|    |    |    |     |     |     |    |
|----|----|----|-----|-----|-----|----|
| 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 |
| 納付 | 納付 | 免除 | 免除  | 免除  | 免除  | 納付 |

▲  
出産予定日

月単位で数える

●免除期間の年金額への反映

産前産後の免除期間は、保険料を払ったものとして老齢基礎年金が計算される。  
※ちなみに、第1号被保険者のその他の免除(全額・3/4・半額・1/4)は、免除分の老齢基礎年金が少なくなる。

年金は満額保障

●免除の所得要件

産前産後期間の免除は、所得要件はない。

※ちなみに、第1号被保険者のその他の免除(全額・3/4・半額・1/4)は、前年度の所得によって判断される。

所得に関係なく

●免除の手続き(詳細は未定)

市区役所または町村役場へ出産予定日がわかるもの(母子健康手帳など)を添えて届け出。先に保険料を納付した場合は、手続きすると還付される。

納付後も手続き可能



年金保険料はどこまで上がる?



厚生年金保険料と国民年金保険料は、どこまで上がるのでしょうか? それぞれの保険料について、現状と今後の予定を確認しておきます。

**章枝** 自営業の人などが加入する国民年金の保険料も厚生年金のように毎年上がっているのでしょうか?  
**先生** 厚生年金保険料率は毎年上がってきましたが、2017年9月に1000分の183で固定されました。法律上の国民年金保険料も2017年度に固定されました。

**章枝** いつ決まったのですか?  
**先生** 2004年の改正で、少子高齢化による現役世代の負担の増加を防ぐために上限が決まりました。

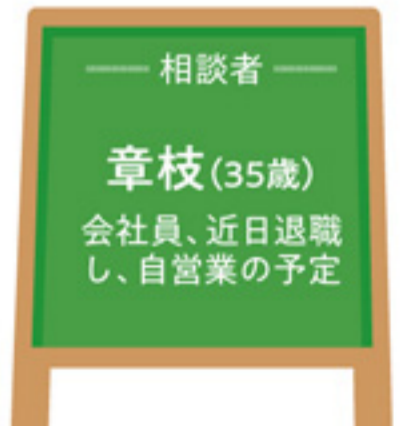
**章枝** そうだったんですね。  
**先生** ただし、実際の国民年金保険料は、物価や賃金の伸びに合わせて毎年調整されています。

**章枝** もう保険料の引き上げはないのですよね?  
**先生** 実は2019年4月から国民年金保険料は100円上がります。

**章枝** なぜ、国民年金保険料だけ上がるのですか?  
**先生** 新しく産休中の国民年金保険料の免除制度が始まるからです。自営業者など国民年金加入者全体で免除分を負担するというわけです。

**章枝** 年金を支える世代の支援なら100円の引上げも納得できますね。  
産休中の厚生年金保険料は、すでに免除でしたよね?  
**先生** そうです。厚生年金加入者の免除された保険料は、厚生年金制度全体で負担しています。

**章枝** 保険料が固定されると、年金額はどのようになりますか?  
**先生** 年金額も、物価や賃金の変動だけでなく、現役世代の状況や年金をもらう世代の平均余命の伸びも考慮して改定され、持続可能な制度確立が図られています。



横山玲子 (よこやま・れいこ) 社会保険労務士  
横山玲子社会保険労務士事務所 代表。ホームページ <http://www.r-yokoyama-office.jp/> Twitterアカウント @mayokor